

26番		浅井寿美 議員	
項目	1. 能登半島地震の教訓に学び、災害から市民の命を守る対策を	項目	
<p><b>(要旨)</b></p> <p>今回の能登半島地震においては、耐震性の低い住宅の倒壊により多くの方が犠牲となった。報道によると、能登半島地震が木造の建物に与えた影響について専門家のシミュレーションの結果から、震度6強の揺れだった石川県珠洲市や輪島市では、現在の耐震基準を最低限満たしている建物は倒壊を免れ、耐震補強がされていなかった古い木造住宅に被害が集中した可能性がある」と伝えた。</p> <p>本市には耐震基準を満たしていないと思われる木造住宅は約6,800戸存在し、その中で耐震診断を行ったのは令和4年までに1,817戸となっており、約5,000戸は危険度の判定すら行っていない状況である。無料耐震診断、耐震改修費の補助、解体や除却への補助も行っているが、令和7年度までの耐震化目標95%に対し、令和2年度83.2%、木造住宅は77.3%に留まっている。市の実施したアンケートによると、所有者の7割が70代以上の高齢者であり、耐震化の重要性や補助事業の周知に課題があること、また、所有者の5割が補助制度の拡充を求めている。</p> <p>建物倒壊のシミュレーションを行った専門家は「どの地方も高齢化が進み耐震化に消極的かもしれないが、若い世代のためにも進めてほしい。行政も使い勝手の良い補助金や簡易な工法などを提示し、対策を加速させる必要がある」と述べている。</p>		<p>また、被災地では発災からひと月以上たった今でも、避難所での生活はなお過酷を極め、段ボールベッドや、男女別で洋式の仮設トイレもなく、プライバシーが保障され、安心して休める場所もないなど深刻な課題が見えてきた。市長は、予算大綱説明の中で「災害に対する備えを着実に進め、地域防災力の向上を図っていく」とされたが、以下について見解を伺う。</p> <p>① 能登半島地震は想定を超える規模と言われているが、石川県の災害危機管理アドバイザーを務める神戸大学の室崎益輝教授は、「被害想定が甘かったため、実態とかけ離れて、必要な物資やマンパワーが手に入らないということにつながった。」と話している。本市においてもこれを教訓に、被害想定の見直しやライフラインへの対策強化、避難所整備など防災計画等の見直しが必要と考えるが見解を伺う。</p> <p>② 老朽木造住宅の耐震化を進めるために、耐震化の重要性の発信を強化し、耐震改修工事費の補助を抜本的に拡充するなど、市民の命を守る対策を緊急に実施すべきと考えるが見解を伺う。</p>	

26番		浅井寿美 議員	
項目	2. 次年度予算において、市民の命と暮らしを守るため、自治体版コストカット政策と負担増政策をどのように転換するのか	項目	
<p>(要旨)</p> <p>「この30年間、日本経済はコストカット最優先の対応を続けてきました。人への投資や賃金、設備投資・研究開発投資などがコストカットの対象とされたことで、消費と投資が停滞し・・・」これは昨年11月に政府が決定した総合経済対策の冒頭部分に出てくる文章である。しかし、コストカットとそれに伴う「停滞」は自然現象ではない。岸田首相は「コストカット型の経済を30年ぶりに転換する」と表明したが、コストカットを進めてきたのは誰なのか。非正規ワーカーを増やして賃金が上がらない国にしてしまった責任はどこにあるのか。そしてもう一つのコストカットの対象は社会保障であり、そのため介護・障害福祉・医療・保育の人手不足がどこでも深刻となっている。少子化による人口減が止まらず、医療保険や年金を支える人口が減り、社会基盤の崩壊が始まっている。</p> <p>コストカットの実態は国政のみならず地方行政にも及んでいる。市民の命と暮らしを守るため、自治体版コストカット政策及び負担増政策から転換を図る必要があると考える。以下の項目について見解を伺う。</p> <p>① 市長が充実を図ると言われた「住む・働く・学ぶ・育む」を推進するために、実際に働くのは自治体の公務労働者である。いま、公務労働者の非正規雇用が増加の一途をたどっている。地方自治体で正規職員が15年間で28万人減り、逆に非正規職員が24万人増えている。本市においても会計年度任用職員は職員全体の44%となっているが、中</p>		<p>も保育士や各種相談員、学芸員、看護師などすでに国家資格や専門的スキルを持つ職員の多くが非正規雇用となっていることは重大である。正規職員との賃金格差是正は急務であり、正規雇用への転換を図るべきと考えるが見解を伺う。</p> <p>② 一般行政事務の会計年度任用職員についても、基幹的業務を担い一定の継続性が求められる。人事院勧告による時給の約5%アップや勤勉手当の支給など前進面もあるが、正規職員との格差は依然大きい。みよし市は会計年度任用職員の一般事務職の時給を1,155円から1,265円に、最大で9.5%引き上げる。歯科衛生士や栄養士でも8%の引き上げを行い、さらに正規職員の比率を引き上げる方針を打ち出した。一般行政事務の会計年度任用職員の報酬を正規並みに抜本的に引上げると同時に、正規化に踏み切るべきと考えるが見解を伺う。</p> <p>③ 市長は、地域福祉に係る施策について、現在策定中の「瀬戸市障害者福祉基本計画」等に基づき、「変化するニーズに対応」とされた。年間2万4千円又は3万円が支給されていた瀬戸市障害者手当は2020年10月から廃止となったが、コロナ禍に加え収まらない物価高騰の中で多くの障害者の生活は困難を極め、障害者のニーズは確実に変化している。障害の種類によらず、すべての障害者の生活を支えることができる障害者手当又はそれに代わる給付事業を可及的速やかに実施すべきと考えるが見解を伺う。</p>	

26番		浅井寿美 議員	
項目		項目	
<p>(要旨)</p> <p>④ 第9期となる介護保険事業計画の中で政府は、来年度の介護報酬を1.59%引き上げる。ところが訪問介護は「身体介護」も「生活援助」も2～3%減額とされた。今でさえ特に生活援助の報酬単価が低いために、事業所の経営を大きく圧迫し、ホームヘルパーは異常な人手不足となっている。「在宅介護の終わりの始まり。介護保険崩壊の第一歩」といわれるほど深刻な今回の制度の改悪について、加えて、第9期は見送られた「利用料の2割負担の拡大」「要介護1・2の保険はずし」「ケアプランの有料化」などについて、政府に対し強く中止を求めていくべきと考えるが見解を伺う。</p> <p>⑤ 介護保険料については、すでに制度開始から2倍となっており、高齢者とその家族の暮らしを大きく圧迫している。第9期における介護保険料は8期の基金をすべて取り崩し、引き下げるべきと考えるが見解を伺う。</p>		<p>⑥ 国民健康保険は、もともとは自営業者や農家などを主な対象と想定した医療保険制度であったが、今ではサラリーマンの健康保険に加入していない非正規労働者やフリーランス、75歳未満の年金生活者などが加入者の多くを占めるようになってきている。一般のサラリーマンに比べて低所得者が多いにもかかわらず、保険料の負担は逆に大きくなっている。例えば年収400万円、40歳未満の夫婦、小学生の子ども2人の4人家族を想定した場合、全国1736自治体の保険料の単純平均は38.7万円、同じ条件のサラリーマンの健康保険料と比較すると、最も高い佐賀県の協会けんぽの保険料は21万円で1.8倍、最も低い新潟県の協会けんぽの保険料は18.7万円で、国民健康保険料は2倍以上となる。瀬戸市において同じ条件の国民健康保険料は2023年度で39.9万円となり、全国1736自治体の中で高い方から600位ほどとなり高い水準となっている。協会けんぽの約2倍の保険料となり、加入者の暮らしを圧迫する要因となっている。国の負担を追加してサラリーマンの健康保険にはない「均等割」「平等割」を廃止することで、全国平均で22.5万円となり、協会けんぽと同程度の水準にまで軽減することができる。</p> <p>国民健康保険の構造的問題を解決するために、国に国庫負担金の増額を、愛知県に対しては独自補助の復活と県独自減免制度の創設を求めるべきと考えるが見解を伺う。</p>	

26番		浅井寿美 議員	
項目		項目	
<p>(要旨)</p> <p>⑦ 物価高騰で医療費コストも上昇している。県が示した令和6年の標準保険料率で本市の算定を行うと、国民健康保険料は大幅上昇が予想される。2022年度決算の加入者一人当たりの繰越金+基金保有高は約46,051円であり、愛知県平均21,945円の2倍以上となっている。基金と繰越金を最大限活用して保険料の引き下げを行い、市民負担の軽減を図るべきと考えるが、来年度の保険料の見通しについて見解を伺う。</p> <p>⑧ 本市の総合計画に基づく政策の一つ「誰もがいきいきと、健康に暮らすことができるまちづくり」では、新たに帯状疱疹ワクチンの助成が予算化され、その他フレイル予防や健康増進のための事業など、市民の主体的な健康づくりを目指して取り組みが進んでいる。</p> <p>これらの事業とともに市民の健康な暮らしを保障するために、地域医療を支える公立陶生病院の果たす役割は大きいと考える。新型コロナウイルスによる感染症がまん延した時でも、医師、看護師、職員が一丸となって地域医療と地域住民の命を守ってきた。</p> <p>そもそも公立病院は、民間病院では実施することが困難な救急医療、周産期医療、高度医療などの不採算医療を担う必要があるため、国の繰り出し基準に則った自治体からの負担金を投入することで採算ベースの経営を目指すこととなっている。また負担金については実際に拠出した金額に応じて交付税措置もされている。構成3市のみならず周辺住民の</p>		<p>命と健康を支える公立陶生病院は、尾張東部医療圏の重要な拠点病院として、その機能をさらに充実させていくことが求められると考えるが見解を伺う。</p>	

26番		浅井寿美 議員	
項目	3. 「安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまち」を目指すため、少子化を止め、子育て施策の抜本的転換を	項目	
<p>(要旨)</p> <p>昨年の報道によると、2022年、1人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は愛知県で1.35、4年連続の低下であった。出生率が1.3台になるのは15年ぶりとのことで、47都道府県の中では26位と下位の部類に属している。</p> <p>本市は、目指す都市像に「安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまち」を掲げ、様々なライフステージにおける支援を実施してきたが、来年度予算に子どもの医療費無償化18歳までの拡充、その他いくつかの新規事業を盛り込んだことは大きな前進である。一方で本市の合計特殊出生率は2021年度1.25であり、県平均を下回っている。瀬戸で子どもを産み育てる世代を増やしていくための施策について伺う。</p> <p>① 2022年4月より、不妊治療は、体外受精や顕微授精が保険適用となった。しかし先進医療は保険が適用されず、全額自己負担となり、同時に国の助成が廃止された。静岡県は2024年度から43歳未満の静岡県民に対し、1回5万円を上限に補助を行い、また磐田市は独自で2023年4月から、保険適用外の11の先進医療に対し、1回あたり最大10万円の助成を実施している。本市では、一般不妊治療が保険適用となったことで、独自の不妊治療の補助を廃止したが、市長の暮らしの基本4つの要素のうち「育む」の充実のためにも、切れ目のない適切な支援として、保険適用外となった先進医療に対する補助を実施する必要があると考えるが見解を伺う。</p>		<p>② 「ライフステージに応じた切れ目のない子ども・子育て支援」に欠かせないのが、仕事と子育ての両立支援であり、その要となるのは保育である。本市の2023年3月1日時点の待機児童数は、国の基準に則った場合は72人であるが、特定の施設を希望しているなどの理由でカウントされない待機児童、いわゆる隠れ待機児童数を含めると、2022年4月の82人から221人へ、約1年の間に2.7倍に増加している。深刻な保育士不足の解決が急がれるが、隠れ待機児童を含む本市の待機児童解消へ向けてどのような見通しを持っているか見解を伺う。</p> <p>③ 市長は「教育は人を育て、まちを育てる」とされたが、その実現のための条件は誰もが安心して学ぶことが保障されていることである。学校給食について、これまで給食設備費や人件費は別として「子どもの口に入る食材費は保護者が負担するのは当たり前」という考え方が多くあり、これは学校給食法第11条2項の「学校給食費(食材費)は保護者の負担」に基づくものである。しかし憲法26条では義務教育は無償とされており、政府はこの条文について「自治体が(食材費を)負担することを否定するものではない」と国会で答弁している。保護者の経済的負担を軽減し、すべての子どもが安心して学ぶことができるよう、学校給食費無償化に足を踏み出すべきと考える。予算確保に課題があるのであれば、まずは小中学校給食費の半額補助など部分的な補助を本市独自で速やかに実施すべきと考えるが、見解と見通しを伺う。</p>	

26番	浅井寿美 議員		
項目			項目 4. 個人の尊厳、人権を守るため自衛隊への18歳の個人情報の提供は中止を
<p>(要旨)</p> <p>④ 国民健康保険には「人头税」ともいうべき「均等割」があり、収入のない子どもにも同額の保険料が割り当てられる。未就学の子どもについては「均等割」は半額となったが、子育て世帯の負担軽減には全く不十分と考える。国民健康保険の子どもの均等割軽減を市独自で拡大すべきと考えるが見解を伺う。</p>		<p>(要旨)</p> <p>市長は、「育む」の充実において「子どもの最善の利益の実現」をあげたが、本市は昨年初めて、本人の承諾なく、18歳の個人情報を自衛隊の求めに応じて提供した。子どもの権利条約の重要な要素である「子どもの意見の尊重」が軽んじられている事態と考える。</p> <p>そもそも自衛隊が情報提供を受けることができる法的根拠について政府は、「自衛隊法施行令第120条」の規定などを挙げているが、情報の提供の実態が明るみに出た2003年当時の防衛庁長官は、「情報を提供するかしないか、あくまで私どもは依頼をいたしておるわけでごさいますし、・・・私どもが依頼をしても、こたえる義務というのは必ずしもごさいません」との答弁を行った。また、自治体の「協力」について問題となった2014年、当時の防衛大臣は「資料の提出の根拠となる法令等を丁寧に説明し、地方公共団体が実施し得る可能な範囲においての協力をお願いしていきたい」と述べ、自治体が独自の判断で個人情報の「提供」を行わず、閲覧にとどめることも適正であると認めている。</p> <p>① 個人情報の「提供」について、自衛隊法施行令第120条においても「防衛大臣は…（提供を）求めることができる」範囲のものにすぎず、義務ではない。にもかかわらず「提供」することを市が選択した理由を伺う。</p>	

26番		浅井寿美 議員	
項目		項目	
(要旨) ②今回、「提供」を望まない場合の「除外申請」を受け付けることは前進であるが、受付期間が2月1日から3月29日までとたいへん短く、高校生等への周知はどのように図ったのか伺う。  ③子どもの人権、尊厳を最優先に、18歳の名簿提供は中止すべきと考えるが、見解を伺う。		(要旨)	